介護サービスの指定の類型について

以下の介護サービスの指定許可の類型(◎印)ごとに 指定・更新・取消し等の規定が適用されます。

介護給付におけるサービス

予防給付におけるサービス

都 道府県 中 核 市が 指定 監督を行うサービ

◎居宅サービス

【訪問サービス】

- ○訪問介護
- ○訪問入浴介護
- ○訪問看護
- ○訪問リハビリテーション
- ○居宅療養管理指導

【通所サービス】

- ○通所介護
- ○通所リハビリテーション

【短期入所サービス】

- ○短期入所生活介護
- ○短期入所療養介護
- ○特定施設入居者生活介護
- ○福祉用具貸与
- ○特定福祉用具販売

◎介護老人福祉施設

- ◎介護老人保健施設
- ◎介護療養型医療施設
- ◎介護医療院

◎介護予防サービス

【訪問サービス】

- ○介護予防訪問入浴介護
- ○介護予防訪問看護
- ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導

【通所サービス】

○介護予防通所リハビリテーション

【短期入所サービス】

- ○介護予防短期入所生活介護
- ○介護予防短期入所療養介護
- ○介護予防特定施設入居者生活介護
- ○介護予防福祉用具貸与
- ○特定介護予防福祉用具販売

監市 督町 を村 行が ? 指 定 ・ Ľ ス

◎居宅介護支援

◎地域密着型サービス

- ○定期巡回·随時対応型訪問介護看護
- ○夜間対応型訪問介護
- ○地域密着型通所介護
- ○認知症対応型通所介護
- ○小規模多機能型居宅介護
- ○認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
- ○地域密着型特定施設入居者生活介護
- ○地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護
- ○複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)

◎介護予防支援

◎地域密着型介護予防サービス

- ○介護予防認知症対応型通所介護
- ○介護予防小規模多機能型居宅介護
- ○介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)